

## 議事 3 : デマンド型交通における運賃体系の一部変更について

### 1 変更内容

現在、デマンド型交通の運賃体系は、障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、割引運賃が適用され、1回の乗車が300円（これらの手帳をお持ちの小学生は1回150円）となっています。

今後につきましては、以下のいずれかの手帳や受給者証を所持している方にも、上述の手帳をお持ちの方と同様の割引運賃を適用する（1回の乗車につき300円）こととします。

- ① 戦傷病者手帳
- ② 被爆者健康手帳
- ③ 指定難病医療受給者証
- ④ 特定疾患医療受給者証
- ⑤ 指定疾患医療受給者証
- ⑥ 川越市小児慢性特定疾病医療受給者証
- ⑦ 自立支援医療受給者証

### 2 変更理由

川越シャトルを補完する役割を担うデマンド型交通において、さらに市民に寄り添う交通とする観点から、割引運賃の対象を拡大することが必要と考え、上述した①から⑦までの方を対象として、運賃体系を変更しようとするものです。

### 3 新運賃体系表

運賃は、1回の乗車につき300円とし、これらの受給者証を所持している小学生は、1回の乗車につき150円とします。

なお、運賃体系は、別表のとおりとします。

### 4 適用時期

地区2の運行開始日に合わせて、割引運賃の適用を開始することとします。

## 5 周知方法

広報川越、市ホームページ及び市民センター窓口における貼り紙等により、運賃体系の変更に関する周知を図ります。

さらに、現在①から⑦までの方々に、「大人（500円）」・「こども（300円）」の登録を行っている利用者があることが見込まれるため、これらの登録をしているすべての方々に対して運賃変更に関する通知文書を個別に送付し、周知を図ります。

### ■別表

適 用		運賃（1乗車）
通 常	中学生から69歳までの方	500円
割 引	①障害者手帳等※をお持ちの方	300円
	②70歳以上の方	
	③小学生	
	④障害者手帳等※をお持ちの小学生	150円
	⑤未就学児	無 料

※「障害者手帳等」・・・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、被爆者健康手帳、指定難病医療受給者証、特定疾患医療受給者証、指定疾患医療受給者証、川越市小児慢性特定疾病医療受給者証、自立支援医療受給者証